

## 会議結果報告書

会議の名称	令和元年度札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会
日時・場所	令和2年1月28日（火）15：30～17：15 大通バスセンタービル1号館 3階 子ども未来局大会議室
出席委員 8名／8名中	松本 伊智朗（部会長）、大場 信一、北川 聡子、高橋 司、 竹内 努、遠山 博雅、箭原 恭子、山下 貴司（敬称略）
傍聴者数	4名

議事	概要
<p>1 第3次札幌市児童相談体制強化プランの検討について</p>	<p><b>&lt;審議概要&gt;</b></p> <p>事務局より以下の資料について説明し、審議を行った。</p> <p>資料1 第3次札幌市児童相談体制強化プランの検討について</p> <p>資料2 各区（子ども家庭総合支援拠点）における支援の在り方について</p> <p>資料3 包括的な里親支援体制の在り方について</p> <p><b>&lt;各委員からの御意見・質疑等&gt;</b></p> <p><b>○他自治体調査について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市それぞれの特徴や工夫されているところはあるか。</li> <li>→大阪府枚方市では、要対協で個別ケース検討会議を盛んに行っていることに加え、関係機関と進行管理を行う実務者会議を、2か月に1回（※）程度と頻回に実施しているところが特徴。</li> <li>また、母子保健と児童福祉の部局・建物も異なっている部分を補うべく、より密な連携協働を構築するため、会議等の合議をする場をきちんと設けて行っている。</li> <li>（※実務者会議は毎月実施しており、母子保健部局も出席。）</li> <li>福岡市でも定期的に母子保健担当と児童福祉担当のそれぞれの課の合同会議等を行っており、管理職も含め、会議の場を通じて支援の妥当性や要対協の登録等の細かいことも含む支援の在り方について、個別の事例ごとに検討を重ねている。</li> <li>どの市も、地道な積み重ねが実を結んでいるのかなという印象。</li> <li>・要対協を運用する担当者には、どういう経歴、専門性があるのか。</li> <li>→市によって大分異なっていて、政令市等の大都市だと、一定程度福祉関係の業務を中心に異動する職員もいるが、保健福祉関係</li> </ul>

ばかりを経験しているとは限らないのが実情。そういう部分があるからかもしれないが、経験の不足を補うためにもきちんと会議や話し合いの場を設け、組織的な判断を大切にしていると感じた。

枚方市は、事務職もいるが、臨床心理士、保健師、保育士と多職種から構成され、要対協の事務局となり、支援の担い手にもなっている。

- ・札幌市で子ども家庭総合支援拠点を整備するときに、他都市のいいところやなかなかうまくいっていないところも踏まえて、どのように構想していけばいいと考えたか。

→専門職を十分配置できていない場合であっても、そこを補うために担当者任せではなく、組織的にしっかりと検討する場をつくり、一番良い支援が何かを組織的に決定すること。組織的にきちんと判断することは3市とも実践しており、重要ということであった。世帯状況が悪くなったときには基本の支援単位である区がしっかりと支援することを基本に支援力を高めていき、それでもなおうまくいかないときにはしっかりと児童相談所に引き継いでいく仕組みを、一つ一つ着実に積み重ねるのが必要ではないかと思った。

- ・福岡市や北九州市は、国が示している中規模の6人の職員は在籍していて、そこにはソーシャルワーカーや専門職がないのか。一つの区でどれぐらいの子どもや家族を担当しているのか。他機関連携はどのように行っているのか。

→職員体制は札幌市より充実しているが、子ども家庭総合支援拠点に関する業務のほかに、DVやひとり親家庭の支援関係の業務も同じ係で担っている市もあるため、単純には言い切れない。福岡市、北九州市では、そういう担当も含めて、職員数としては1区7～8名程度にはなる。

ひとり親家庭の支援も含めて業務を行っているので、緊急案件が重なったときの対応は、札幌市より人がいるとしても、なかなか大変だという話を聞いている。

関係機関との連携については、3市とも連携相手は大きく変わらないが、個別に学校等を訪問し研修等の時間を使って説明したり、理解を高めるための工夫をしている市もある。

- ・視察した市における、子ども家庭総合支援拠点への情報の提供後

の、会議等から判断するまでの流れのイメージを教えて欲しい。  
→政令市等の、いわゆる市町村機能と児童相談所の両方の機能も備わっている都市では、関係機関からの情報が一義的に区役所の児童福祉部門に入る仕組みが必ずしも確立されていない様。その点、枚方市では、何かあればまずは市に相談が入るようになっている。市の中でも、乳幼児等であれば、母子保健の保健師に、一定の年齢であれば、児童福祉の方に相談が入るなど、入り口はどちらもある。枚方市ではっきりしているのは、心配な児童は、実務者会議に必ず報告を上げて検討し、支援の方針を決定している。

非常に印象的だったのは、その市町村に住んでいる子どもなのだから、できる限りそこで支援していきたいと。子どもの立場からすれば家庭で生活できることが一番いいことだと思うので、そのためにどういう支援ができるのかを考えていて、激しい虐待等により親子分離せざるを得ないような局面になったときには大阪府の児童相談所に即座に連絡してケース会議をしたり、親子分離をしてもらったりという流れが確立しているように感じた。

- ・特に乳幼児は里親委託を推進することが政策的な動向となっているが、年齢別に福岡市と札幌市の里親委託率はどうなっているか。

→福岡市では、乳幼児は75%とほぼ国の目標を達成している状況。

札幌市は、昨年5月頃の時点では、3歳未満は約50%、3歳から就学前は約35%、学齢期は27%程度となっている。

- ・里親に委託されるまでの経過について、児童相談所に相談があつて直接委託される場合、一旦、乳児院等の施設に措置されて里親に委託される割合はどうなっているか。

→福岡市の場合は、乳幼児については徹底して里親に委託しており、どうしても栄養的なケアがあつて難しいような場合には乳児院への措置を検討している。

- ・里親以外の乳児院、児童養護施設その他の居住型の施設への入所期間は、福岡市と札幌市で違いがあるか。福岡市は、長期入所を減らしていこうとしている。個別のいろいろな事情があるが、入所が長期化するときにもう一度見直して、別のところがいいのであればそちらに措置していこうという動きと、新規の委託とがセットだと思う。そして、新規委託のときに、特に乳幼児は里親を原則として考えているようにも聞いているので、そのあたりがどのよ

うになっているか。

→施設の入所年限について、福岡市は家庭移行支援係という係が児童相談所内にあり、施設に入所している子どもを専門的に担当している。施設入所は、一般的に入所年限が3年を超えると長期化する傾向にあるので、そういう点を目安にするのと、親子交流の頻度の報告を施設からもらい、家庭復帰、家庭復帰が難しいのであれば親族活用、里親への措置変更ができないか、組織的に対応している。

福岡市でも、学齢期の子どもは積極的に里親委託していない。乳幼児を全て里親に委託していけば、何年か後には学齢期も半分程度里親委託になるだろうという考えのもと、まずは乳幼児の里親委託を徹底することが福岡市の考えになっている。

乳幼児の里親委託とあわせて、施設入所が長期化している子どもは、家庭移行支援係が、家庭引き取りができそうであれば家庭に交流を促すという働きかけをしている。

- ・福岡市の措置児童が少ないというのは、子どもの数が少ないというより、措置されている期間が短いので、ある一時点で見ると少ないように見えるのではないかと思う。措置の問題と地域支援がどれぐらい充実しているかという問題がある。長期化すること自体が問題であるというよりも、どういうふうに子どもをケアしていくのかが児相と施設、里親の中で共有されないまま、預けっ放しになっているのはよくないという考え方かと認識している。
- ・福岡市は、児童相談所の業務をフォスタリング機関に任せるというよりも、両方で強化していくという考え方と理解しているが、その認識でよいか。フォスタリング機関は、どれぐらいの規模・体制で、どんなことを実際に委託されて動いているのか。

→認識のとおり。福岡市のフォスタリング機関は職員が3名体制であり、フォスタリング事業として受託を開始したのが平成28年からで、現在までに里親を開拓して登録したのは32家庭、訪問調査の当時は14家庭に委託しているということだった。

また、他自治体にも視察の問い合わせをしたが、実際にフォスタリング機関がうまく機能していると思われるところは少なく、今回は福岡市のみとなった。

### ○子どもの権利擁護について

- ・基本的に措置先の変更はとても大きなもので、最初の計画の内容が重要であるのと、不調等があったときに、特に一定年齢に達した子どもの意向に反して措置変更されるのは非常によくはない。ある程度入所期間が長くなってむしろ施設に愛着ができたり、通学先という変動もあるので、今後の支援計画を立てる際に子どもの意向をどのように反映させるかという、仕組みの問題かと思う。

### ○各区の支援体制の強化について

- ・子ども家庭総合支援拠点に係る国のワーキンググループの議論では、拠点機能を十分に果たしていくために十分な人数ではないが、まずは設置するハードルを下げようという力が働いてこの配置基準に決まったことは理解しておいたほうがいい。先進的に実施している都市では、この基準をかなり超えて職員を配置して、地域をベースにした支援を展開しており、そのような都市がモデルであるが、施策としては一旦ハードルを下げておくというところで落ちついたという経過がある。
- ・平成16年の児童福祉法改正で要対協ができたときに、要対協の進行管理をする専門職をきちんと置くという理解だったが、そこが制度化されないままになり、要対協の運営について自治体間の格差ができていくのが現状。拠点化していくときに、要対協をきちんと機能させるということを考えると、各区への専門職配置を念頭に置いた形で進めないと、平成16年のときの宿題を残したままになる。
- ・区と児相との関係をどういうふうに整理しているか。  
→札幌市は、児童相談所が要対協の市の調整機関という位置づけの中で、さらに分会として10区の要対協があり、それぞれ事務局を各区の家庭児童相談室で担っているという仕組みになっている。各区の要対協がしっかりと拠点としての要対協を機能させていくためには、代表機関である児童相談所地域連携課が一定程度マネジメントにも関与し、確認していく必要があると考えており、これから仕組みを整理した上で実践していきたい。
- ・これまでの流れの中で、区を基盤にしてしっかりと連携をとっていくために、アセスメントシートの開発等の取組を進めてきたところであるので、機構改革や強化という点では、子ども家庭総合

支援拠点は、とても大きな一つの柱になると考えている。

- ・札幌市では、障がいのある子どもたちのフォロー体制がとても機能していると思う。4か月や1歳6か月、3歳児健診で、保健センターで子どもの発達に心配だと相談した場合に、保健センターから「さっぽろ」に紹介し、ベテラン保育士が保護者の話を聞いたり子どものケアをして、それから次に療育につながるというように、かなりの割合でフォローされている。要保護の子どもや家族をフォローできるようにするには、この流れは参考になると思う。

- ・保健センターの、初めて親になったときのゼロ歳児健診と3歳児健診はすごくかなめだと思う。お母さんはゼロ歳児と3歳児で初めて保健センターに行く。その情報がどこに上がっていくのかが一番であり、児童福祉部局と児童相談所が話をできているということが理想である。警察とも連携がとれると、とてもいいと考えており、生活安全部であれば身近にあるところだと思う。

保護者のリスクを、早目にみんなで一緒に相談できることが虐待を防止するかなめだと思うので、その連携には、枚方市の実務者会議の仕組みはとてもいいと思う。配置人数は10区で揃うようにと思う。

子どもの数は区によって大きく違いがあり、ひとり親の人数も違い、中央区と東区でひとり親がすごく増えている。区の保健センターの人数が足りず、手が回らない人たちが多く出てしまうのかなと懸念しており、子どもの数に合わせて欲しいと感じている。

- ・支援拠点の支援を考えると、どうしても目が行くのが職員体制の確保になってくる。配置基準の人数が確保されることが大前提になるのかもしれないが、その職員体制が機能するかどうか、スーパービジョン体制がきちんとできているかどうか。必ずしも人数が確保されていなくても、スーパービジョン体制がきちんとできていて機能している自治体がある。

スクリーニングがどのようにできていて、その流れがどうなっているのか、それをどう受けとめて職員体制の中で動いているのか少し明確になればいい。量と質の両面を在り方の中で触れていく、そこを確保していく、目指していくことが非常に大事だと思う。

#### ○里親支援について

- ・福岡市は児童相談所の職員が長く担当していて、どんな里親か、ど

こが強み、弱みかも含めて知っている。札幌市は、今の取組を積み重ねて人数をもっと増やして、児相もフォスタリング機関も一体となって構築していかないと里親もなかなか増えていかない。

里親が預かっている子どもは、本当に複雑なケアニーズの高い子ほど実は里親がよくて愛着を求める。本当は1対1ぐらいがいいのだが、そうすると里親をしっかりと支えないとならない。

これから札幌市の児童相談所とフォスタリング機関とが一緒になって、家庭でなかなか育つことができない子どもが家庭で育っていくことをしっかり考えて欲しい。札幌市全体で里親を支える仕組みのための職員数を増やして欲しいと思う。

- ・里親は、児童相談所の里親担当の職員と子ども担当の児童福祉司との関係を密にして一緒に考えて、一緒にその子を大きくしていく、そこが里親の仕事として一番肝心でかなめのところであるが、里親とその子どもの関係、相性等を調べたうえで委託する「マッチング」までをフォスタリング機関に委託することには不安がある。

→フォスタリング業務は、包括的な里親支援ということで里親にかかわる支援はほぼ全て入っていることから、マッチングも含むが、マッチングを委託するのは非常に難しいところがある。

フォスタリング機関にどういった業務を委託するのか、まずは児童相談所としても受託する機関としてもやりやすいものから委託していき、その支援が軌道に乗ってきた中で、徐々にフォスタリング機関の支援内容を拡大していく方向で見極めていきたい。児童相談所とフォスタリング機関の連携がうまくいって、児童相談所としてもマッチングを安心して委託でき、里親も安心して支援できるという体制が確認できてからと考えている。

- ・子どもにとっては自分が育った地域から離れたくない。自身の校区に里親がいれば確実にもとの小学校、中学校、高校に通うことができる。10区それぞれで子どもがもとの小・中学校に通えるようなところに里親を見つけてもらえればと感じている。

→地域で支援というのは、子どもから見れば、生活の場、特に学校関係が変わるのは非常に大きな負担になるので、校区に1人里親という視点も持ってリクルート活動を行っていきたいと考えている。

- ・大事なことは、里親が孤立しないということであり、一緒に支えて

もらえることが制度的に強化されていることが大事で、それがないとリクルートも進まないと思う。

それをつくるときに、児童相談所とほかの外部機関がどのように協力できるか、また、子育てのノウハウを持っているのは児童養護施設や乳児院であったりするので、里親支援の中できちんと連携できるかということはとても大きいと思う。

- ・「これからの児童養護施設のあり方特別委員会」の昨年 11 月末の報告書では、各施設の今までの養育の営みを全否定してしまうことではなく、今まで積み重ねてきたものをベースにして、フォスターリング機能も各施設がその地域実情に合った形でやっっていこう、いわゆる家庭養護と施設養護を対立関係ではなくて協働していくことをどう考えていくかが非常に大事ではないかという議論になっていた。

- ・年齢の低い子どもは原則里親ということは、乳児院に入っている子どもがいない、いなくなるということであり、乳児院をそのまま存続することがいいのかどうかということも検討材料になってくるが、現在の札幌乳児院の状況は、一時保護委託も含めると 40 名の定員いっぱいである。

一時保護委託と入所措置の経費は、施設の収入では全く異なるため、施設の運営を考えなければならない。施設の適正な定員をどう考えるかは全国の乳児院の課題にもなっている。子どもの養育の場と考えたときに、里親と、里親が困ったときに支える場所の施設自体の存在が危うくなるという状況も考えていかなければならないかということで、非常に微妙な状況がある。

これから関係機関とのヒアリングをしていくときに、札幌市としてどういう方向性を持って考えていくのか。都道府県の計画がまさにこれから出来上がっていくときに、その辺を含めて意見反映をしてもらいたい。

- ・障がい児入所施設では、本体施設のユニット化まではできるが、地域での小規模施設はまだなく、児童福祉法に書かれているすべての子どもに家庭と同様の環境を、とされていることが、障がい児分野ではまだ具現化できていない状況。

先週終了した国の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」では、今後は家庭に焦点を置いていこうということと、障がい児入所施設も地域の里親やファミリーホームが支えるという視点が大き

事なのではないかということが報告書に書かれた。

障がい児入所施設がフォスタリング機関を担うことは、現実的には難しく経験値もあまりないが、里親に措置されている子には障がいのある子も多い中で、札幌市のフォスタリング機関が決まったときに、障がい児関係は障がい児の入所施設と連携や再委託、乳児関係のトレーニングをするときは乳児院と、のように、障がいも含めて社会的養護が連携した形で、もう少し柔軟に関係機関みんなですべて里親を支援する形をつくってもいいのではないかなと思う。

### ○社会的養護経験者等へのヒアリングについて

- ・子どもたちと会って話した結果をまとめて、次にどのように進んでいこうとするのか。

→強化プランに反映できるものか、児童相談所の日常業務にフィードバックすべきかがあると思うが、まずは、社会的養護を経験した方にご意見を聞く形をとりたい。

- ・今まで社会的養護、社会的養育という中で考えてきた自立支援というのは、当事者にとって本当はどのようなのだろうか、本当に当事者の最善の利益にかなったものなのかどうか、そのような視点で聞いてもらえると、もう少し方向性が見えるかなと思う。
- ・主観的な評価になると思うが、一時保護や施設等で受けてきたケアの評価を丁寧に聞いていく必要があるだろうと考えており、その中に、自立支援の話もあると思う。
- ・意見を聞くときに集合か個別、誰か付き添いがいてくれた方がいいのかなどは、本人の希望に沿うという形をとる方がいい。
- ・ヒアリングをお願いする方は、施設や里親等からの推薦と、児童相談所からお願いするルート両方がある方がいい。
- ・当事者は、過去に関して語ることで、すごくつらいことを思い出したり、お世話になった施設に言ってしまったことに対する罪悪感を感じてしまう場合もある。そういう安心・安全面の配慮をどういうふうにしていくか、専門家が聞くことも考えて欲しい。
- ・計画を作る際に5年置きに聞くとなると、そこに多くのことを求めてしまうが、一回聞いて全部がわかることではないので、何回も繰り返していくうちに、いろいろ知恵が積み重なっていくことのスタートだと思えないとならない。

定着させていくことが施策や日々の実践に反映することと思うの

	<p>で、そういうような観点で進めて、少しハードルを下げて話していただく人たちが守られるようにしつつ、児童福祉部会としても共有しながら、こんなやり方はどうだろうと提案できるようにして、また、定期的にしていけることが一つのイメージかと思っている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・さまざまな大学から当事者の声を聞けないかと依頼されることはよくあるが、児童相談所からこういう形で行うのは画期的なことであり、いいことである。</li></ul>
--	--